

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

鳥取県知事 平 伸 治

1 調達内容

（1）調達案件の名称及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（4）委託場所

鳥取県内

（5）入札書の記載方法

入札書に記載する金額は契約申込金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年1月19日（月）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

（5）道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、安全運転管理者等に対する講習を行うのに必要なかつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める法人等は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（イ）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、第117条の3の2、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号若しく

は第5号又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 精神機能の障害により業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者（自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。）又は、講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者等講習）に従事した経験を有する者を講師として充てることができること。

(イ) 委託業務に関し問題が生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

電子メール k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部交通部交通企画課安全教育・指導係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で令和8年1月8日（木）から同月16日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親筆と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年2月17日(火)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日(月)午後5時までとする。

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に令和8年1月30日(金)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に令和8年1月30日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行することができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。